

## 有資格業者に対する指名停止措置について

## 指名停止措置の概要

## 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
(株)九電工	福岡県福岡市南区那の川1-23-35

## 2. 指名停止措置期間

平成31年4月26日 ～ 平成31年6月25日 ( 2ヵ月 )

## 3. 指名停止措置の範囲

東北地方整備局管内

## 4. 事実概要

(株)九電工の営業所長は、平成28年7月、福岡県築上町が発注した「し尿処理施設建設工事」の入札に関し、同町町議と共謀し、入札が同社に有利になるように入札参加条件を厳しくするよう、また、事前に入札参加者数や業者名を漏らすよう、同町環境課長に働きかけたとして、福岡県警に、平成31年3月9日、公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕された。

また、同営業所長は、同工事を落札できるよう便宜を図ってもらった見返りに、同町町議に現金800万円を渡した贈賄の容疑で、3月30日に再逮捕された。

さらに、当該業者が落札できるように価格調整をしたなどとして、当該業者の別の社員3名及び(株)フソウの社員が談合の容疑で、4月3日に逮捕された。

## 5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「同要領」という。）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第2第8号ロに該当する。また、同要領を準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

## 参考

## ○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第2（抜粋）

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合)	
8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から
イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員	2ヵ月以上12ヵ月以内
ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	1ヵ月以上12ヵ月以内

&lt;発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会&gt;

## 問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局（TEL 022-225-2171）（代表）

○ 総務部 契約課 課長 木曾 幸一（内線 2511）

建設専門官 神田 誠（内線 2512）

総務部 経理調達課 課長 金子 公彦（内線 6551）

○は本件の主務課です。